

# 工 事 設 計 書

所 属 部 課 名	街づくり部 公園緑地課 21世紀の森と広場管理事務所								
部長	審議監	課長	所長	補佐	主幹	主査	班	設計者	設計審査
工事名	水とこかげの広場舗装整備工事（その3）								
工事場所	松戸市 千駄堀地内								
事業年度	令和 7 年度								
工事価格	円								
工事費計	円								

設  
計  
説  
明

舗装整備 . . . 一式

単価適用日 2025年9月1日

## 本 工 事 内 訳 書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
		舗装工		式	1			第 1 号内訳書参照
		附帯工		式	1			第 2 号内訳書参照
		仮設工		式	1			第 3 号内訳書参照
	直接工事費計			式	1			
		共通仮設費		式	1			
		共通仮設費計		式	1			
	純工事費			式	1			
		現場管理費		式	1			
	工事原価			式	1			
		一般管理費等		式	1			
	工事価格			式	1			

# 本 工 事 内 訳 書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
		消費税及び地方消費税 相当額		式	1			
工事費計				式	1			

第 1 号内訳書 舗装工

1 式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
平板舗装工		式	1			第 1 号単価表参照
平板舗装撤去工		式	1			第 2 号単価表参照
計						

第 2 号内訳書 附帯工

1 式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
汚水人孔高さ調整工		組	5			第 3 号単価表参照
計						

第 3 号内訳書 仮設工

1 式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員B		人日	40			第 4 号単価表参照
計						

第 1 号 単価表

平板舗装工

1 式 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊ブロック舗装	400*400*60 擬石	m2	2,200			第 5 号単価表参照
計	1 式 当り					

第 2 号 単価表

平板舗装撤去工

1 式 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊ブロック舗装	撤去	m <sup>2</sup>	2,200			第 6 号単価表参照
殻運搬	機械積込 騒音対策必要 D I D 区間有 運搬距離 5.5 km 以下	m <sup>3</sup>	220			2200*0.1 第 7 号単価表参照
処分費 (t)	無筋 2 次製品 処分地区：東葛	t	517			220*2.35 第 8 号単価表参照
計	1 式 当り					

第 3 号 単価表

汚水人孔高さ調整工

1 組 当り

名称	規格	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
機械構成比		%	K			
バックホ(クロー) [超小旋回型・クレーン機能付き]	山積0.28m3(平積0.2m3) 1.7t吊	%	K1			
労務構成比		%	R			
普通作業員		%	R1			
運転手 (特殊)		%	R2			
土木一般世話役		%	R3			
特殊作業員		%	R4			
材料構成比		%	Z			
軽油		%	Z1			
	1 組 当り					

SCB440460

J01 蓋1組当り質量 = 1

200kg以下

第 4 号 単価表

交通誘導警備員 B

1 人日 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員 B		人				
諸雑費 (まるめ)		式	1			
計	1 人日 当り					

SWB010212

第 5 号 単価表

特殊ブロック舗装

400\*400\*60 擬石

1 m2 当り

名称	規格	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
労務構成比		%	R			
普通作業員		%	R1			
ブロック工		%	R2			
土木一般世話役		%	R3			
特殊作業員		%	R4			
材料構成比		%	Z			
擬石平板	400*400*60	%	Z1			2025/09/01
	1 m2 当り					

SCB422530

J01 作業区分 = 1

設置

J02 ブロック規格 = 2

40cm×40cm

第 6 号 単価表

特殊ブロック舗装

撤去

1 m2 当り

名称	規格	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
労務構成比		%	R			
普通作業員		%	R1			
ブロック工		%	R2			
土木一般世話役		%	R3			
特殊作業員		%	R4			
	1 m2 当り					

SCB422530

J01 作業区分 = 2

撤去

第 7 号 単価表

殻運搬

機械積込 騒音対策必要

D I D区間有 運搬距離 5. 5 k m以下

1 m3 当り

名称	規格	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
機械構成比		%	K			
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	10 t 積級 タイヤ損耗費及び補修費(良好)含	%	K1			
労務構成比		%	R			
運転手 (一般)		%	R1			
材料構成比		%	Z			
軽油		%	Z1			
	1 m3 当り					

SCB227010

J01 殻発生作業 = 3  
 J03 DID区間の有無 = 2  
 J13 費用の内訳 = 1

舗装版破碎  
 有り  
 全ての費用

J02 積込工法区分 = 2  
 J06 運搬距離 (km) (DID区間有) = 7 5.5km以下  
 機械 (対策不要厚15cm超) 又は必要

第 8 号 単価表

処分費 (t)

無筋 2 次製品  
処分地区：東葛

100 t 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
無筋 2 次処分費	東葛飾	t	100			
計	100 t 当り					
	1 t 当り					

SWB020052

## 特記仕様書

### I 工事概要

- 1 工事名称:水とこかげの広場舗装整備工事(その3)
- 2 工事概要
  - (1)工事内容 舗装整備 一式
  - (2)工事場所 松戸市 千駄堀 地内
  - (3)履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月19日まで
- 3 施工区分:昼間施工

### II 総則

- 1 この特記仕様書は、水とこかげの広場舗装整備工事(その3)(以下、本工事という。)に適用する。本仕様書は、本工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。なお、本仕様書は基本的な事項を定めたものであり、特段の定めがない場合であっても、工事遂行上当然必要な事項については、受注者の負担でこれを実施するものとする。
- 2 本工事を計画または実施する場合、関係法令を遵守し、安全・衛生両面に留意すること。本工事は 21 世紀の森と広場内の施設について、老朽化に伴い公園利用者の安全および快適な環境の確保のために改修することを目的として行われるものであるが、工事期間中も来園者が訪れるとともに、本工事範囲は住宅地に隣接していることから、安全衛生対策(交通安全対策・粉塵飛散対策・騒音振動対策・必要資材の予備確認等)を十分に行い、事故やクレームのないように努めること。また、その他の関係法令の規定及び各項を遵守すること。
- 3 本工事は、契約書及び設計図書及び本特記仕様書によるほか、以下の仕様書等に基づき実施する。
  - ア)千葉県県土整備部「令和7年度版土木工事共通仕様書」
  - イ)千葉県県土整備部「令和7年度版土木工事施工管理基準」
  - ウ)その他関係図書
- 4 この特記仕様書及び土木工事共通仕様書等に記載されていない事項で、疑義が生じた場合は、監督職員と協議し、かつその指示に従うこと。

### III 工事施工与条件

- 1 第三者災害を防ぐと共に、工事車両の搬出入経路を計画するに当り、経路付近の住民に充分配慮した計画とすること。
- 2 本工事は週休2日制適用工事である。受注者は、現場閉所による週休2日工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休2日(4週8休以上)達成相当の経費を補正しており、補正係数は、千葉県が定める「週休2日制適用工事実施要領(令和6年10月版)」における「別紙1 現場閉所による週休2日工事の補正 月単位の週休2日」の値を採用している。週休2日制の実施にあたっては、「松戸市建設工事週休2日制適用工事

実施要領」に基づき行うこと。

- 3 受注者は、本工事に先立ち、着手前に設計図書を基に現地照査、測量、地質、埋設物等調査を行い、その結果(取り合い収まり等)を検討し、施工計画へ反映させること。
- 4 受注者は、作成した施工計画書に基づき工事を施工すること。施工計画の内容に変更が生じた場合は、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を作成し提出すること。
- 5 受注者は工事完了後、設計図書に基づき出来形図、出来形数量計算書、完成図等、必要な資料を監督職員へ提出し、現場確認を受けるものとする。
- 6 本仕様書等、提示条件について疑義が生じた場合、自己解釈することなく、発注者と協議し、その指示に従うものとする。
- 7 工事完了後、本仕様書等提示条件に満足しない部分がある場合、受注者の責任において、これを満足させるように補修、または改造するものとする。
- 8 本工事期間中に、近接箇所にて以下の工事を予定している。  
施工にあたっては監督職員・関係工事現場代理人と綿密な打合せを行い、工事の進捗や公園利用者へ支障がでないような施工方法を検討し、施工計画へ反映させることとする。

■ 関連工事1

事業名称：(仮称)木もれ陽の森園路舗装整備工事

事業概要：木もれ陽の森の園路舗装工事

予定期間：令和8年1月頃～令和8年3月中旬

■ 関連工事2

事業名称：21世紀の森と広場博物館前エレベーター改修工事

事業概要：博物館前エレベーターの改修工事

予定期間：令和7年12月頃～令和8年3月中旬

■ 関連工事3

事業名称：21世紀の森と広場博物館前エレベーター室防水及び止水改修工事

事業概要：博物館前エレベーター室の改修工事

予定期間：令和7年12月頃～令和8年3月中旬

■ 関連工事4

事業名称：西口トイレ改築工事

事業概要：西口トイレの改築工事

予定期間：令和7年10月頃～令和8年2月下旬

- 9 本工事は公園出入口周辺工事が含まれることから、工事の進捗に伴い公園利用者の出入りに支障がでないような施工方法を検討し、施工計画へ反映させること。
- 10 本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。  
「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」

に回答するよう対応することである。

ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することとする。

1)受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工すること。

2)受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること

#### IV 工事の実施

##### 1 一般事項

ア) 本工事は、提示された与条件、本工事の設計図書及び適用基準等によって行う。

イ) 設計図書に適合する工事目的物を完成させるために施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を受注者の責任のもと適切に行うこと。又、工事の施工に携わる協力会社に工事関係図書の内容を周知徹底すること。

ウ) 工事の着手、施工、完成にあたり、受注者の行うべき関係機関への必要な手続きを関係法令等の定めるところにより、遅滞なく行うこと。なお、手続き等に要する費用は、受注者の負担とする。関係法令に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材及び労務等を提供し、主任技術者の指示により立会うものとする。なお、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

エ) 工事に先立ち、工事の目的及びその内容を一般の公園利用者や近隣住民に対して分かりやすく明示することにより、工事の必要性の理解・協力が得られると想定されることから、公園内への広報板設置および近隣へのお知らせ配布等状況に応じた工事広報を行うこと。

オ) 工事の施工により、公園施設等に損傷を与えた場合は監督職員に報告し、その後現状に補修・復旧すること。

また、並行して行われる関連事業の仕上げものについても適宜養生等を行い、破損損傷には十二分に注意を行うこと。

カ) 工事損害賠償について、請負者は本工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼした場合、松戸市工事標準契約約款第29条に基づき、誠意を持って速やかに対処すること。

キ) 労災加入について、受注者は、契約後速やかに「労災保険加入確認書」を千葉県労働局または所轄の労働基準監督署へ提出し、確認を受けた後、発注者へ提出すること。

ク) 本工事における工事現場における適正な施工体制の確保等に関しては、土木工事共通仕様書によるほか、「千葉県建設工事適正化指導要綱」によるものとする。なお、「千葉県建設工事適正化指導要綱」は千葉県県土整備部のホームページからダウンロードすることができる。

なお、松戸市が発注する建設工事について、平成30年10月1日契約分の案件より、社会保険等(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)の未加入建設業者との一次下請

契約を締結することは、原則禁止とする。詳細は下記サイトにて確認すること。

[http://www.city.matsudo.chiba.jp/jigyosya/nyuusatu\\_keiyaku/index.html](http://www.city.matsudo.chiba.jp/jigyosya/nyuusatu_keiyaku/index.html)

## 2 工事現場の管理

- ア) 現場代理人及び主任技術者等は、常に工程表と実施工程を照合し、工事の進捗に留意するほか、労働安全衛生法その他関係法令に従って工事現場を良好に管理すること。
- イ) 各種仮設設備は、関係法令に従い安全上、衛生上支障のないように設置すること。
- ウ) 工事現場は、常に整理整頓を励行し、危険箇所等の点検を行う等、事故防止に努めること。

## 3 段階確認について

工事目的物が発注者の意図する契約の内容に適合して施工が行われているかどうか、工事途中において段階確認を行う。段階確認の対象とする項目は監督職員と協議のうえ、施工計画書に確認頻度等を記載すること。

## 4 出来形について

受注者は工事完了後、設計図書に基づき出来形図、出来形数量計算書、完成図等、必要な資料を監督職員へ提出し、現場確認を受けるものとする。

## 5 施工中の安全確保及び環境の保全

- ア) 工事の施工に伴う災害の防止及び環境保全に関しては、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法及びその他関係法を遵守すること。
- イ) 工事実施に際しては、公共用水域等の水質汚濁を防止し、汚濁水、生コンクリート等の流出など起こさないように適切な対策を受注者の責任において講じること。また、現場管理にあたっては関係法規を遵守すること。
- イ) 火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シートを設ける等、火災の防止措置を講じること。
- ウ) 工事の施工に当たっての近隣等との折衝は、次による。また、その経過については記録し、遅滞なく監督職員に報告すること。
  - ( i ) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督職員に報告すること。
  - ( ii ) 工事に関して、第三者からの説明の要求又は苦情があった場合は、ただちに誠意を持って対処すること。
- エ) 受注者は、工事関係車両が公園内を通行する際は車両前方部に誘導員を配置し来園者最優先にて誘導すること。また、場内最徐行、ハザードの点灯など場内通行ルールを厳守すること。
- オ) 交通規制を行う場合は地元との調整を図り、所轄警察署の道路使用許可条件に従うこと。
- カ) 受注者は、安全施設及び交通誘導員等の配置について、計画書を作成し施工計画書に添付すること。
- キ) 工事関係車両の入出場に伴う周辺道路の汚し等が発生しないよう、タイヤの清掃等により対策を行うこと。

ク) 本工事を施工するにあたり、ほこり等は周辺に飛散しないよう十分注意するとともに、散水等の適切な措置をするものとする。また、土砂等を仮置きする場合は高さ1.5m以下とし、シート等により飛散しないよう適切な措置を行うものとする。

ケ) 土砂運搬中の落石、土砂落下防止対策を行うこと。

コ) 工事用資機材の積載超過にならないようにすること。

## 6 準備及び仮設工

ア) 工事に要する電力・水道等及び仮囲い等の仮設費、工事によって生じる工事箇所内外の清掃費用は、受注者の負担とする。

イ) 仮設の分類は、任意仮設とする。本仕様書及び設計図書の諸条件により計画することとし、着工前に仮設計画を作成のうえ施工計画書に添付すること。

## 7 材料等

ア) 使用材料及び機器は総じて、それぞれの用途に適合する製品でかつ新品とし関係規格等に定められている規格品を使用すること。

イ) 二次製品等は、JIS規格合格品を使用すること。なお、JIS規格のない製品については、監督職員の承認を得ること。

## 8 建設副産物

### ア) 共通事項

(i) 「建設リサイクル推進計画 2020(国土交通省)」に基づき、書類等の提出を適切に行うこと。

(ii) 建設副産物の処理に先立ち、別紙の「建設副産物処理承認申請」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を2部提出すること。

(iii) 建設副産物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。

(iv) 建設副産物の処理完了後速やかに、別紙の「建設副産物処理調書」を作成し、2部提出するとともに、実際に要した処理費等(受入伝票、写真等)を証明する資料を監督職員に提出し確認を受けること。

(v) 建設廃棄物の処理にあたって、manifestの枚数・産業廃棄物の数量・運搬日等を記載した集計表を作成し、監督員へ提出すること。

産業廃棄物管理票制度に基づく紙manifest方式による場合は、複写式伝票のA票、B2票、D票(及びE票)の写しを提出すること。また、電子manifest方式による場合は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報をパソコンにより印刷し提出すること。

イ) 本工事により発生する建設副産物については、産業廃棄物処理業許可を受けた再資源化施設会社に運搬し処理するものとする。なお、本工事での主要副産物は下記の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが、搬出先に関しては受注者が選定できるものとする。

・コンクリートから 搬出先 :松戸市松飛台 286-17  
石建商事株式会社  
運搬距離:5km  
受入条件:昼間

尚、運搬に先立ち、受入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。また、受注者は、次の事項に留意し建設廃棄物を運搬しなければならない。

- ( i ) 廃棄物処理法に規定する処理基準を遵守すること。
- ( ii ) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により騒音、振塵芥などの防止に努めると共に、安全な運搬に必要な措置を講じること。
- ( iii ) 運搬途中において積替えを行わないこと。

## 9 建設リサイクル法

### ア) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

- ( i ) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律 104号)。以下「建設リサイクル法」という。」に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

なお、建設工事請負契約書「6. 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

- ( ii ) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等した施設名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、書面に添付する資料は「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に定めた様式1〔再生資源利用計画(実施書)〕及び仕様2〔再生資源利用促進計画(実施書)〕を使用するものとする。

### イ) 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

- ( i ) 法第12条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面(説明書)を提出し説明を行うこととする。
- ( ii ) 書面の提出は、契約に先立って行うこととする。
- ( iii ) 書面は施工計画書に添付するものとする。

## 10 工事カルテ作成・登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事につい

て、工事实績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない

登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

#### 11 しゅん工図書

受注者は以下のしゅん工図書を提出すること。部数は監督職員の指示による。

ア) しゅん工図 (A3観音綴じ製本)

イ) 工事記録写真(パイプ式ファイル綴じ)

ウ) 品質管理に関する書類(パイプ式ファイル綴じ)

エ) 出来形管理に関する書類(パイプ式ファイル綴じ)

出来形数量総括表

出来形図及び根拠図

出来形管理表

【測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図表(測点 5 点以上の場合)】

オ) 建設副産物処理・資材・交通誘導員に関する書類(パイプ式ファイル綴じ)

カ) 上記電子データ(CD-R または DVD-R)

キ) その他本工事に関して受注者が作成した一切の図書

#### 12 その他

ア) 施工期間中は休工時を含め、有効幅員4m以上の歩行者及び管理車両、緊急車両用通路を常に確保すること。

イ) 施工箇所は施工前に測量等を実施し舗装計画を作成したものを監督職員に提出し承認を得ること。

## 工程表（参考）

工事名： 水とこかげの広場舗装整備工事（その3）

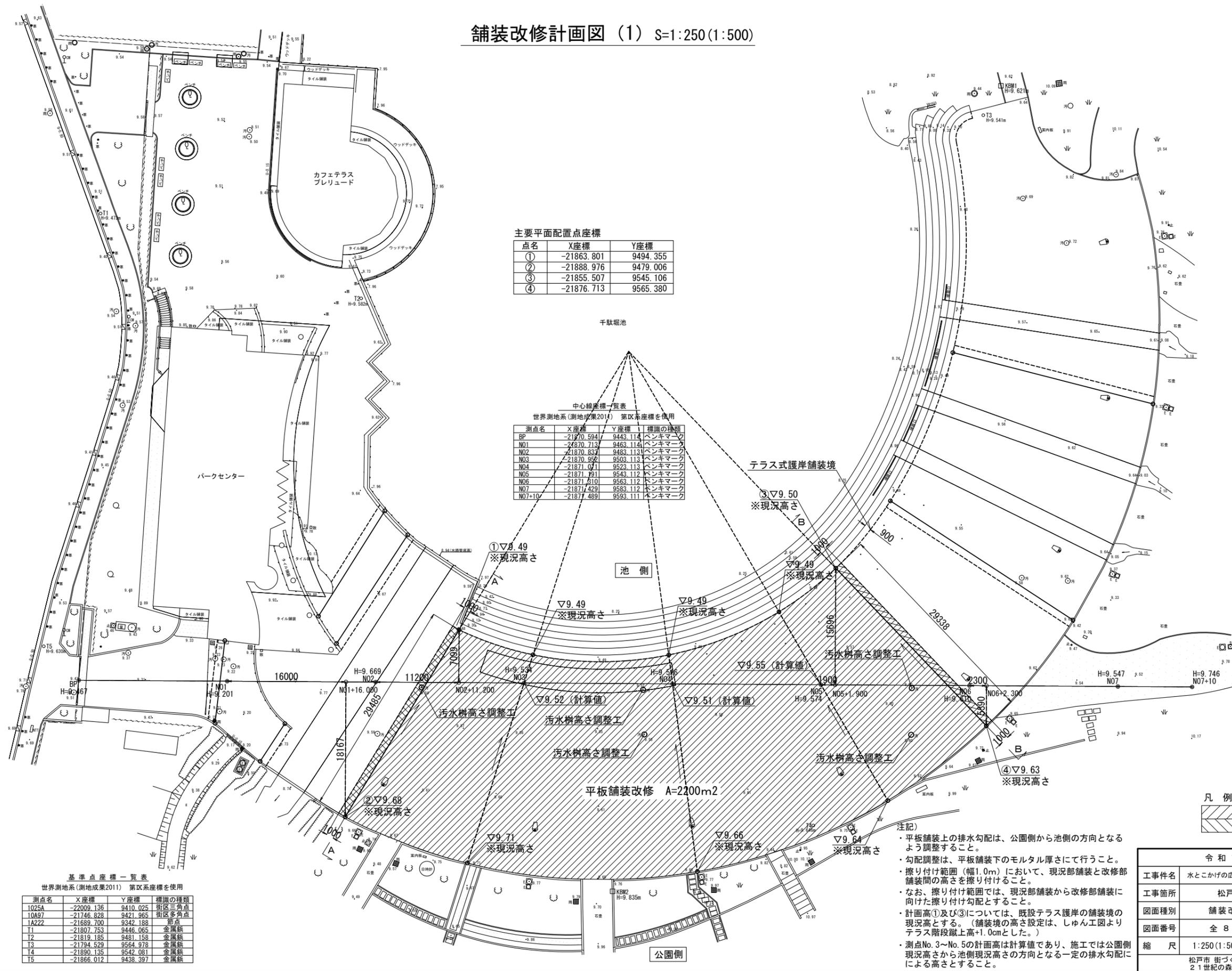
	2025年			2026年								
	12月			1月			2月			3月		
	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20
準備工	準備工											
舗装工				平板舗装								
附帯工							人孔高さ調整					
後片付け										後片付け		

位置図 S=1:5000(1:10000)



令和7年度	
工事件名	水とこかげの広場舗装整備工事(その3)
工事箇所	松戸市千駄堀地内
図面種別	位置図
図面番号	全8葉のうち第1号
縮尺	1:5000(1:10000) ( )内縮尺はA3判縮小時
松戸市街づくり部 公園緑地課 21世紀の森と広場管理事務所	

# 舗装改修計画図 (1) S=1:250(1:500)



凡例

木造建物	[Symbol]
堅ろう建物	[Symbol]
無壁舎	[Symbol]
汚水人孔	[Symbol]
雨水人孔	[Symbol]
雨水樹	[Symbol]
消火栓	[Symbol]
量水器	[Symbol]
止水弁	[Symbol]
散水栓	[Symbol]
空気弁	[Symbol]
電気孔	[Symbol]
電話孔	[Symbol]
車止め	[Symbol]
街灯	[Symbol]
カーブミラー	[Symbol]
門	[Symbol]
ブロック塀	[Symbol]
コンクリート擁壁	[Symbol]
法面部	[Symbol]
鉄・板橋	[Symbol]
生垣	[Symbol]
防護柵	[Symbol]
ガードパイプ	[Symbol]
ガードレール	[Symbol]
U字溝	[Symbol]
L形溝	[Symbol]
街渠溝	[Symbol]
雨水樹	[Symbol]
汚水樹	[Symbol]
草地	[Symbol]
広葉樹林	[Symbol]
広葉樹	[Symbol]

凡例

[Symbol]	改修範囲
[Symbol]	擦り付け範囲

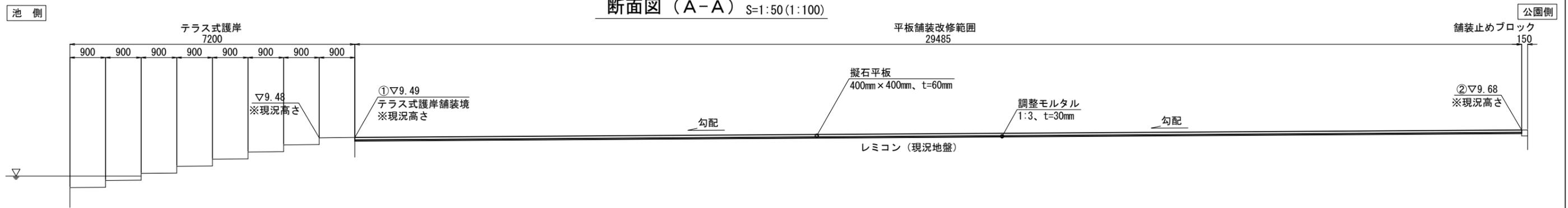
注記)

- 平板舗装上の排水勾配は、公園側から池側の方向となるよう調整すること。
- 勾配調整は、平板舗装下のモルタル厚さにて行うこと。
- 擦り付け範囲(幅1.0m)において、現況部舗装と改修部舗装間の高さを擦り付けること。
- なお、擦り付け範囲では、現況部舗装から改修部舗装に向けた擦り付け勾配とすること。
- 計画高①及び③については、既設テラス護岸の舗装境の現況高とする。(舗装境の高さは、しゅん工図よりテラス階段蹴上高+1.0cmとした。)
- 測点No.3~No.5の計画高は計算値であり、施工では公園側現況高から池側現況高の方向となる一定の排水勾配による高さとする。

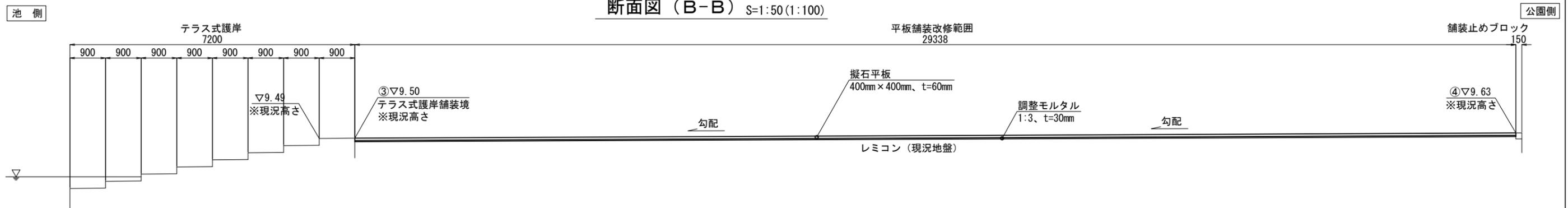
令和7年度	
工事件名	水とこかけの広場舗装整備工事(その3)
工事箇所	松戸市千駄堀地内
図面種別	舗装改修計画図(1)
図面番号	全8葉のうち第2号
縮尺	1:250(1:500) ( )内縮尺はA3判縮小時
松戸市 街づくり部 公園緑地課 21世紀の森と広場管理事務所	

# 舗装改修計画図 (2)

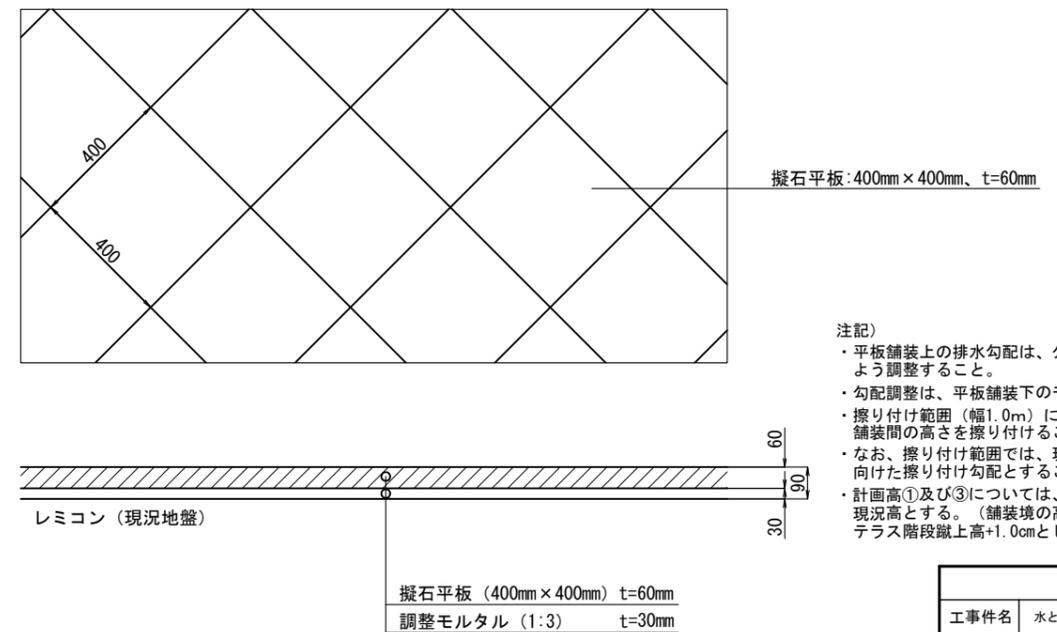
## 断面図 (A-A) S=1:50(1:100)



## 断面図 (B-B) S=1:50(1:100)



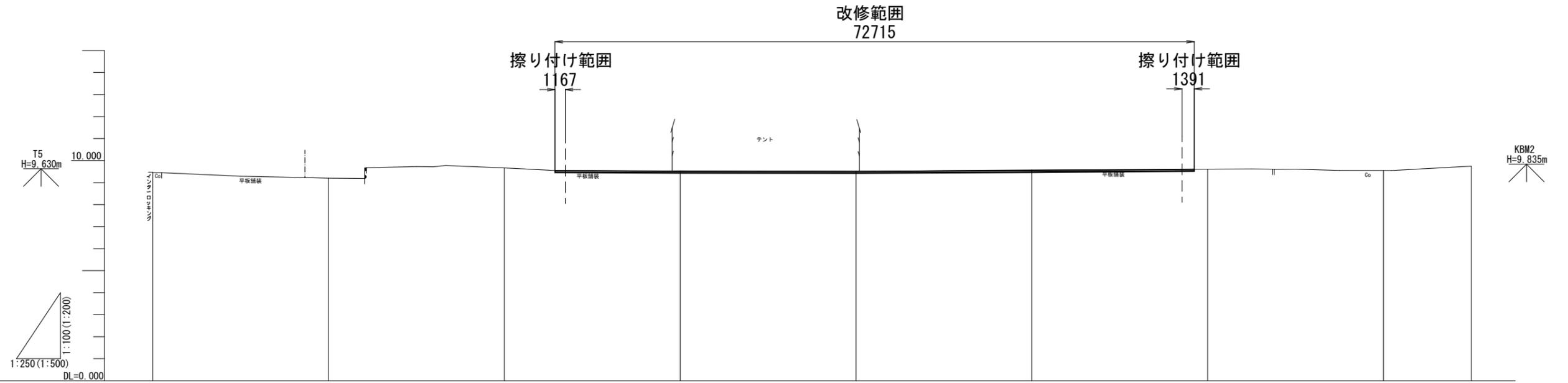
## 平板舗装工詳細図 S=1:10(1:20)



- 注記)
- ・平板舗装上の排水勾配は、公園側から池側の方向となるよう調整すること。
  - ・勾配調整は、平板舗装下のモルタル厚さにて行うこと。
  - ・擦り付け範囲(幅1.0m)において、現況部舗装と改修部舗装間の高さを擦り付けること。
  - ・なお、擦り付け範囲では、現況部舗装から改修部舗装に向けた擦り付け勾配とすること。
  - ・計画高①及び③については、既設テラス護岸の舗装境の現況高とする。(舗装境の高さ設定は、しゅん工図よりテラス階段蹴上高+1.0cmとした。)

令和7年度	
工事件名	水とこかげの広場舗装整備工事(その3)
工事箇所	松戸市千駄堀地内
図面種別	舗装改修計画図(2)
図面番号	全8葉のうち第3号
縮尺	図示 ( )内縮尺はA3判縮小時
松戸市街づくり部 公園緑地課 21世紀の森と広場管理事務所	

# 縦断図



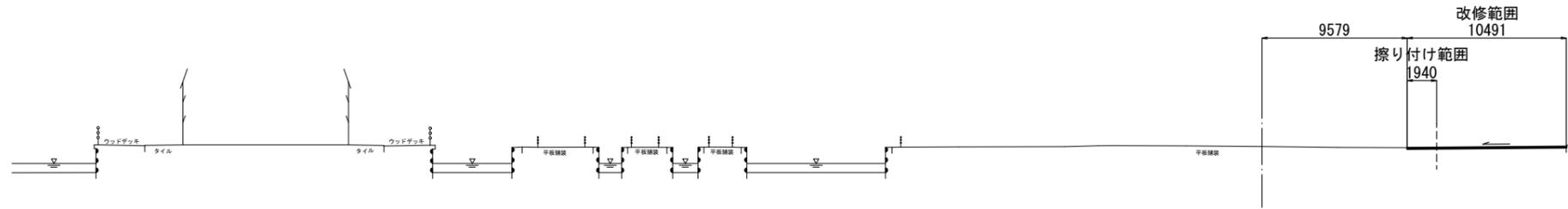
勾配図										
計画高	9.453	9.201	9.669	※9.52	※9.51	※9.55	9.610	9.547	9.746	
盛土										
切土										
地盤高	9.453	9.201	9.669	9.534	9.516	9.574	9.610	9.547	9.746	
追加距離	0.000	20.000	40.000	60.000	80.000	100.000	120.000	140.000	150.000	
単距離	0.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	10.000	
測点	BP	N01	N02	N03	N04	N05	N06	N07	N07+10	
曲率図	L= 150.000									
拡幅摺付図										

注記)  
 ・測点No.3~No.5の計画高は計算値であり、施工では公園側現況高さから池側現況高さの方向となる一定の排水勾配による高さとする。

令和7年度	
工事件名	水とこかげの広場舗装整備工事(その3)
工事箇所	松戸市千駄堀地内
図面種別	縦断図
図面番号	全8葉のうち第4号
縮尺	図示 ( )内縮尺はA3判縮小時
松戸市 街づくり部 公園緑地課 21世紀の森と広場管理事務所	

# 横断図(1) S=1:100(1:200)

**NO2**  
 D=40.000  
 GH=9.669  
 FH=9.669



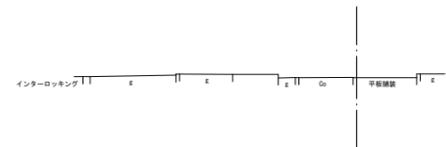
DL=0.000

**NO1**  
 D=20.000  
 GH=9.201  
 FH=9.201



DL=0.000

**BP**  
 D=0.000  
 GH=9.453  
 FH=9.453



DL=0.000

注記)  
 ・中心線上の平版舗装は改修しないため、本縦断図の計画高と地盤高は同じ値となる。

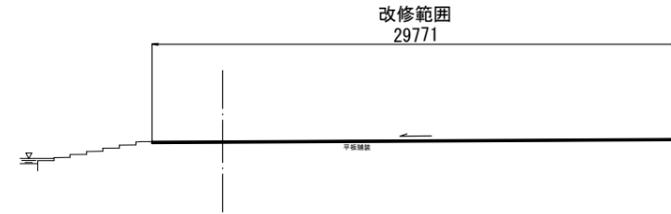
令和7年度	
工事件名	水とこかげの広場舗装整備工事(その3)
工事箇所	松戸市千駄堀地内
図面種別	横断図(1)
図面番号	全8葉のうち第5号
縮尺	1:100(1:200) ( )内縮尺はA3判縮小時
松戸市街づくり部 公園緑地課 21世紀の森と広場管理事務所	

横断図(2) S=1:100(1:200)

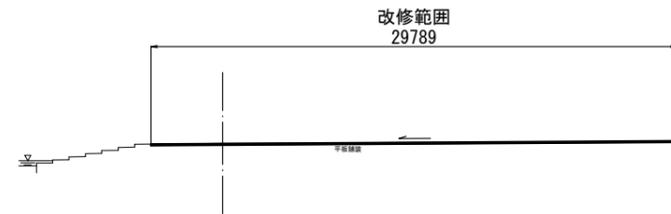
N05  
 D=100.000  
 GH= 9.574  
 FH= 9.55(計算値)



N04  
 D=80.000  
 GH= 9.516  
 FH= 9.51(計算値)



N03  
 D=60.000  
 GH= 9.534  
 FH= 9.52(計算値)



注記)  
 ・測点No. 3~No. 5の計画高は計算値であり、施工では公園側  
 現況高さから池側現況高さの方向となる一定の排水勾配に  
 による高さとする。

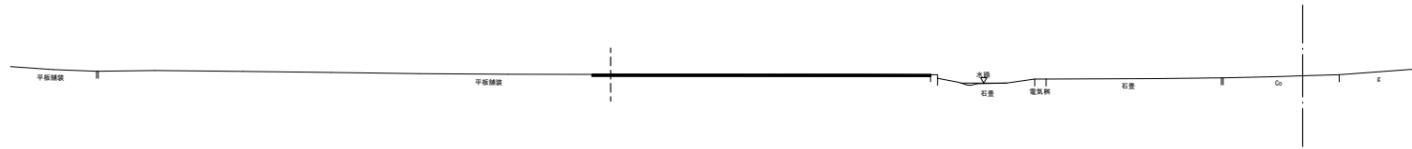
令和7年度	
工事件名	水とこかげの広場舗装整備工事(その3)
工事箇所	松戸市千駄堀地内
図面種別	横断図(2)
図面番号	全8葉のうち第6号
縮尺	1:100(1:200) ( )内縮尺はA3判縮小時
松戸市街づくり部 公園緑地課 21世紀の森と広場管理事務所	

# 横断図(3) S=1:100(1:200)

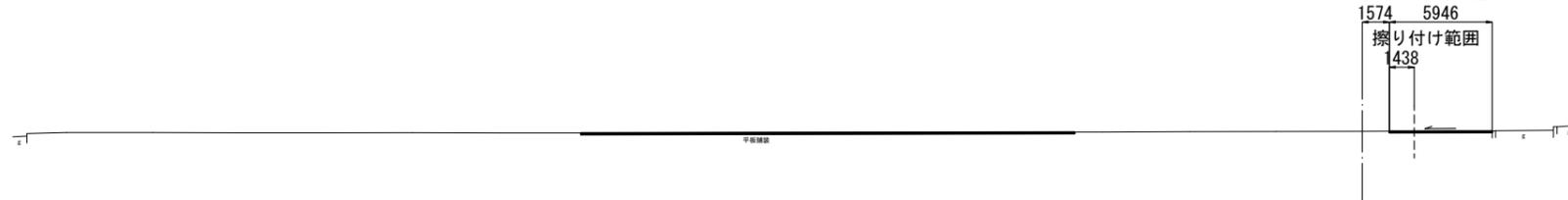
N07+10  
 D=150.000  
 GH= 9.746  
 FH= 9.746



N07  
 D=140.000  
 GH= 9.547  
 FH= 9.547



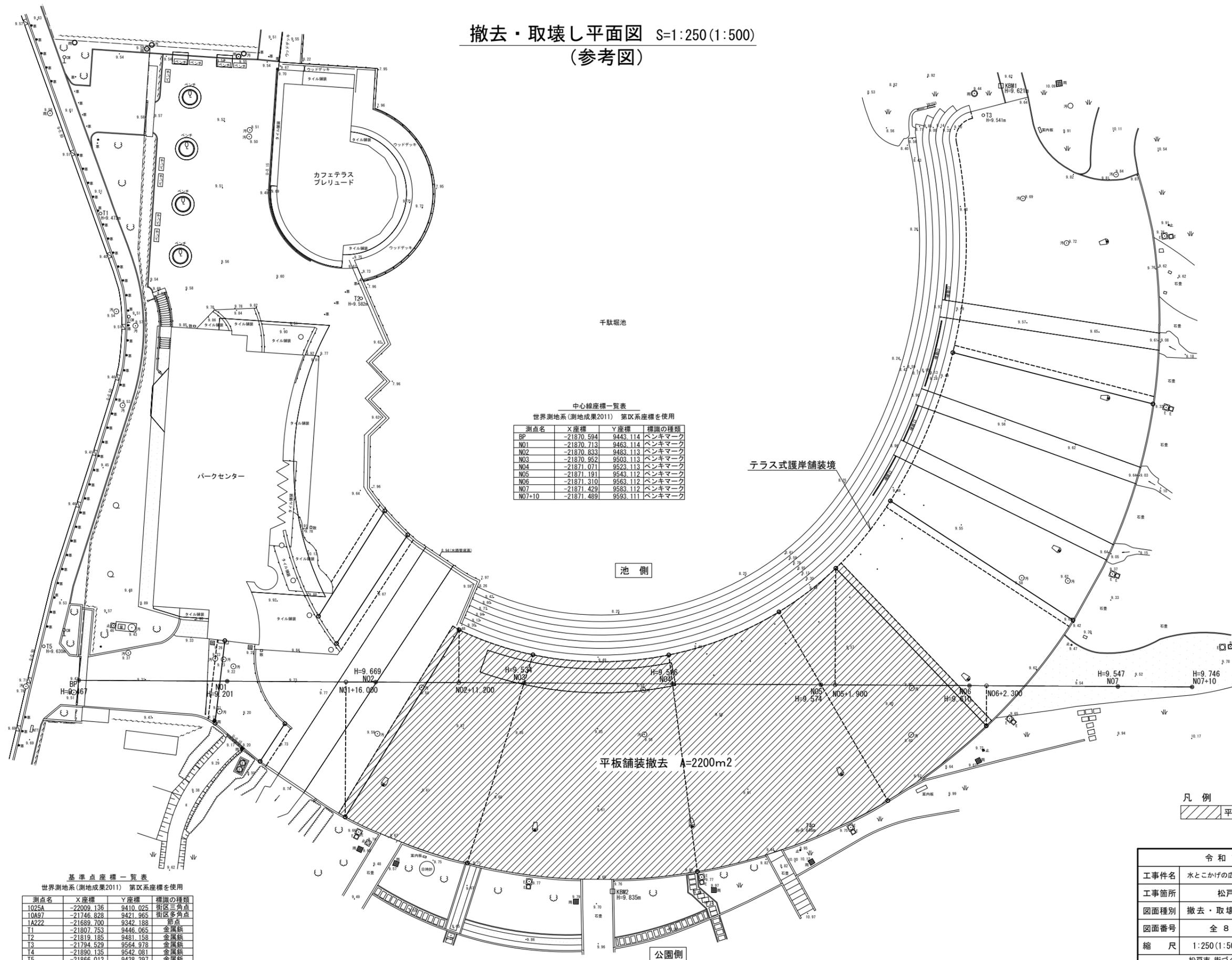
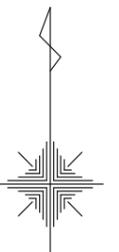
N06  
 D=120.000  
 GH= 9.610  
 FH= 9.610



注記)  
 ・中心線上の平板舗装は改修しないため、本縦断図の計画高と地盤高は同じ値となる。

令和7年度	
工事件名	水とこかげの広場舗装整備工事(その3)
工事箇所	松戸市千駄堀地内
図面種別	横断図(3)
図面番号	全8葉のうち第7号
縮尺	1:100(1:200) ( )内縮尺はA3判縮小時
松戸市街づくり部 公園緑地課 21世紀の森と広場管理事務所	

撤去・取壊し平面図 S=1:250(1:500)  
(参考図)



中心線座標一覧表  
世界測地系(測地成果2011) 第Ⅲ系座標を使用

測点名	X座標	Y座標	標識の種類
BP	-21870.594	9443.114	ベンキマーク
N01	-21870.713	9463.114	ベンキマーク
N02	-21870.833	9483.113	ベンキマーク
N03	-21870.952	9503.113	ベンキマーク
N04	-21871.071	9523.113	ベンキマーク
N05	-21871.191	9543.112	ベンキマーク
N06	-21871.310	9563.112	ベンキマーク
N07	-21871.429	9583.112	ベンキマーク
N07+10	-21871.489	9593.111	ベンキマーク

凡例

木造建物	[Symbol]
堅ろう建物	[Symbol]
無壁舎	[Symbol]
汚水人孔	[Symbol]
雨水人孔	[Symbol]
雨水枡	[Symbol]
消火栓	[Symbol]
量水器	[Symbol]
止水弁	[Symbol]
散水栓	[Symbol]
空気弁	[Symbol]
電気孔	[Symbol]
電話孔	[Symbol]
車止め	[Symbol]
街灯	[Symbol]
カーブミラー	[Symbol]
門	[Symbol]
ブロック塀	[Symbol]
コンクリート擁壁	[Symbol]
法面部	[Symbol]
鉄・板柵	[Symbol]
生垣	[Symbol]
防護柵	[Symbol]
ガードパイプ	[Symbol]
ガードレール	[Symbol]
U字溝	[Symbol]
L形溝	[Symbol]
街渠溝	[Symbol]
雨水枡	[Symbol]
汚水枡	[Symbol]
草地	[Symbol]
広葉樹林	[Symbol]
広葉樹	[Symbol]

基準点座標一覧表  
世界測地系(測地成果2011) 第Ⅲ系座標を使用

測点名	X座標	Y座標	標識の種類
1025A	-22009.136	9410.025	街区三角点
10A97	-21746.828	9421.965	街区多角点
1A222	-21689.700	9342.188	節点
T1	-21807.753	9446.065	金属標
T2	-21819.185	9461.158	金属標
T3	-21794.529	9564.978	金属標
T4	-21890.135	9542.081	金属標
T5	-21866.012	9438.397	金属標

凡例

[Hatched Box]	平板舗装撤去範囲
---------------	----------

令和7年度

工事件名	水とこかげの広場舗装整備工事(その3)
工事箇所	松戸市千駄堀地内
図面種別	撤去・取壊し平面図(参考図)
図面番号	全8葉のうち第8号
縮尺	1:250(1:500) ( )内縮尺はA3判縮小時
松戸市 街づくり部 公園緑地課 21世紀の森と広場管理事務所	